

# 社会科学教育におけるアクティブラーニング型 授業開発に関する研究

—「真正の学び」との関係性に着目して—

鈴木 正行 ・ 高倉 良一 ・ 守田 逸人 ・ 池田 良\*  
(社会科学教育) (社会科学教育) (社会科学教育) (附属高松中学校)  
小野 智史\* ・ 大和田 俊\*\* ・ 山城 貴彦\*\*  
(附属高松中学校) (附属坂出中学校) (附属坂出中学校)

760-8522 高松市幸町1-1 香川大学教育学部

\*761-8082 高松市鹿角町394 香川大学教育学部附属高松中学校

\*\*762-0037 坂出市青葉町1-7 香川大学教育学部附属坂出中学校

## A Study on Active Learning Type Class Development in the Social Studies Education: From the Viewpoint of Relation with “Authentic Learning”

Masayuki Suzuki, Ryoichi Takakura, Hayato Morita, Ryo Ikeda\*,  
Tomofumi Ono\*, Syun Ohwada\*\* and Takahiko Yamashiro\*\*

*Faculty of Education, Kagawa University, 1-1 Saiwai-cho, Takamatsu 760-8522*

\**Takamatsu Junior High School Attached to the Faculty of Education, Kagawa University, 394 Kanotsuno-cho, Takamatsu 761-8082*

\*\**Sakaide Junior High School Attached to the Faculty of Education, Kagawa University, 1-7 Aoba-cho, Sakaide 762-0037*

**要旨** 本研究では、中学校社会科学の授業において、「主体的・対話的で深い学び」となるアクティブラーニング型授業を開発するとともに、「真正の学び」の観点による分析を行い、その成果と課題を明らかにした。また、政権与党の憲法改正案を用いて大学生を対象として実践した模擬国民投票の授業について、その概要を示した。

**キーワード** アクティブラーニング 真正の学び 選択・判断 推論 憲法改正模擬国民投票

### I. はじめに

本研究の目的は、知識詰め込みに陥りがちな社会科学授業において、「主体的・対話的で深い学び」となるアクティブラーニング型授業を開発し、「真正の学び」の観点に基づく分析を行うことで、その意義を明らかにすることである。

今後の学習指導要領改訂では、急激なグローバル化や知識基盤社会、情報技術革新の進展に対応し得る資質・能力を子どもたちに育成する

ことをめざし、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための学習形態として、アクティブラーニングが注目されている<sup>(1)</sup>。これに対し、小・中学校は以前から講義一辺倒の授業ではなく、活動的な学習が行われてきたという声がしばしば聞かれる。しかし、大学生たちに、中学生の時に受けた社会科学授業の様子を尋ねると、多くの学生から「ひたすら教師の話を聞いて板書をノートに写していた。」「討論の授業は行ったことがない。」などといった答えが返される。

これは生徒側からの見方であり、実際には討論や調べ学習などを経験していても印象に残っていないのかもしれない。とはいえ、中学校社会科学では、科学的社会認識の形成をめざすという大義名分の下に、教師が自問自答（教師が発問し教師が答える）する説明一辺倒の授業が日常的に行われていたことは想像に難くない。

溝上慎一によれば、アクティブラーニングとは、「一方向的な知識伝達型講義を聴くという（受動的）学習を乗り越える意味での、あらゆる能動的な学習のこと、能動的な学習には、書く・話す・発表するなどの活動への関与と、そこに生じる認知プロセスの外化を伴う。」<sup>(2)</sup>とされる。溝上は、アクティブラーニングとアクティブラーニング型授業とを区別し、前者を「学生の学習の一形態を表す学習概念」、後者を「アクティブラーニングを取り入れた授業」とする<sup>(3)</sup>。そして、「講義には長所短所があり、それをふまえないで、十把一絡げに講義を悪玉にするのは間違い」<sup>(4)</sup>であり、講義かアクティブラーニングかの二項対立ではなく、学習効果を高めるための方法として、アクティブラーニングの導入があるとする。

また、松下佳代は、「学生が他者と関わりながら、対象世界を深く学び、これまでの知識や経験と結びつけると同時にこれからの人生につなげていけるような学習」<sup>(5)</sup>をディープ・アクティブラーニングと呼び、「深い学び」の3要件として、(1)深い学習、(2)深い理解、(3)

深い関与（熱中、没入、忘我の状態）を挙げている。ここでは、アクティブラーニングは単に学習を活性化したり、知識を効率的に習得したりするための手法ではなく、その先にある学習者の生き方・在り方へと繋がっている。裏返して言えば、指導する教師側の学習観・授業観・題材観、さらには人間観・社会観が問われているといえよう。

近年、「深い学び」に関わる学習概念の一つとして、「真正の学び／学習（authentic learning）」が注目されている。社会科学教育においても、「真正な対話」や「真正な社会参画」など、真正性に着目した研究が進められている<sup>(6)</sup>。渡部竜也は、日本の「真正の学び」論が学問共同体の知識の学びに偏っているとし、実際の社会生活における文脈知と、共同体社会や学習者にとっての意味を重視するニューマンに注目する<sup>(7)</sup>。ニューマンの唱える「真正の学び」は、成功をおさめた大人たち（科学者、音楽家、企業人、職人、政治家、弁護士作家、物理学者、デザイナー等）がとってきた有意義で価値のある重要な知的成果を意味するものである。ニューマンは、子どもにとって意味ある知的成果を生み出すための3つの基準—「知識の構築」「鍛錬された探究」「学びの学校の外での価値」—を提示した<sup>(8)</sup>。これを受けて渡部は、「真正の学び／学力は、概念や一般原理などの内容知（knowing what, knowing that）や、スキルや知的性向・作法・慣習といった方法

表1 「真正の学び」のスタンダード

真正の学び	真正の教授法		子どもの真正のパフォーマンス
	真正の評価課題	真正の指導法	
知識の構築	情報の組織化 選択肢（代替案）の考察	より高次な思考	分析
鍛錬された探究	学問的内容 学問のプロセス 卓越した文章による伝達	深い知識 内容のある会話	学問的概念 卓越した文章による伝達
学校外での価値	学校の外の世界と結びついた問題 学校外の聴衆	教室を越えた世界との結びつき	

フレッド・M・ニューマン著（渡部竜也・堀田論訳）

『真正の学び/学力一質の高い知をめぐる学校再建—』春風社、2017年、p.59より引用。

知 (knowing how) よりも、『文脈知 (knowing where, knowing when, and knowing why)』つまり『その知識やスキルなどは、実際の社会生活の場面のいつ、どこで、そしてなぜ用いられるべきであるのか』を理解すること、知識やスキルの (共同体社会や学習者自身における) 意味を知ることが重視された概念である。』<sup>(9)</sup>として、学習者にとっての有意義性に着目している。

一方、石井英真は、「真正の学習」を「『教科する (do a subject)』授業 (知識・技能が実生活で生かされている場面や、その領域の専門家が知を探究する過程を追体験し、『教科の本質』をとともに深め合う授業) を創造すること」<sup>(10)</sup>と定義している。その上で、汎用的スキル (コンピテンシー) の育成が過度に強調される傾向に対しては、「安定した関係性の下で、継続的に系統的に認識 (文化との内的対話) を深め、自分らしさ (認識枠組みや思想の根っこ) をゆっくりと構築していく。そうした静かな学びの意味 (深い思考がもたらす沈黙や間) にも目を向けなければならない」<sup>(11)</sup>として注意を促す。石井は、「社会への参加につながる学びと、人間としての個を育てる文化的学びの両面が保障されることで、社会に適応し生き抜くだけでなく、その中で自分らしさを守り、生き方の幅を広げ、社会をより善く生きていく力が育まれていく」<sup>(12)</sup>と述べており、現代社会との繋がりと言学的探究の両者を重視している。

これまで社会科教育では、「真正」という語句を使用するしないにかかわらず、真正性のある実践は数多く行われてきた<sup>(13)</sup>。しかし、具体的な実践を「真正の学び」論に基づいて分析・検討したものはほとんどない。そこで以下に、中学校社会科におけるアクティブラーニング型授業の事例として、大和田俊 (附属坂出中学校) と池田良 (附属高松中学校) の実践を取り上げ、これら二つの実践について、「真正の学び」のスタンダード (表1) の観点に基づいて、学問的原理に基づく探究と社会との結び付きという両面から捉えて分析・考察する。加えて、大学における主権者教育の事例として、鈴木が全学共通主題科目「日本の歴史と現代社会」

で行った憲法改正模擬国民投票の概要を示し、中学校・高等学校での教材化への可能性について検討する。

### Ⅲ. 中学校社会科における授業開発

#### A. 「『日本』誕生の物語」<sup>(14)</sup>

##### ―選択・判断のアクティブラーニング―

##### A-1. 単元の構想

日本は将来にわたって、このまま独立国でいられるのか。現代に生きる私たちが、普段このような問いを抱くことはあまりない。なぜなら私たちにとって、日本が独立国として存在し、日々を過ごせることは、「当たり前」のことになっているからである。しかし、歴史に目を向けると、それは「当たり前」ではないことがわかる。例えば、1945 (昭和20) 年の敗戦直後の日本では…、19世紀の黒船来航後の日本では…、13世紀の元軍の襲来を受けた日本では…。人々の間に日本という国家意識が芽生えていたかどうかはともかくとして、歴史上の危機の中で、他国からの支配を受けず、日本が平和に存続するという事は、決して「当たり前」のことではなかった。日本の歴史は、私たちの祖先たちが、先の問いを抱き、その問いに立ち向かい続けた歴史といっても過言ではないだろう。

このような歴史の中で、日本の外交にとって大きな課題であり続けた問題がある。それは、中国との関係である。東アジアに共存する巨大国家中国との外交関係 (中国が築く国際秩序 = 華夷秩序) にどう関わり対応していくかは、古代より常に外交課題であり続けた。現在、急速な経済成長を遂げ、国際的発言力を増す中国に対して、我が国は戦略的互惠関係を築こうとする一方で、歴史認識問題をはじめ、尖閣諸島の領有権問題、東シナ海での資源開発問題、中国船による領海侵入など、多くの政治的課題を抱えている。巨大化する中国とどのような関係を築き上げていくのか。それは日本にとって、古くて新しい課題である。

日本の歴史上、初めて中国と対立し深刻な危機を迎えたのが、7世紀後半の白村江の戦いである。百済の再興を目指して、朝鮮半島に大軍

1. 単元名 「日本」誕生の物語
2. 本単元における資質・能力の育成
  - 《知識・技能》
    - ・日本の古代国家の成立の中で、律令や戸籍（中国にならった文化）を導入したことを理解できる。
    - ・豪族の連合体としての大和政権から、天皇を中心とする中央集権国家への変容を捉えることができる。
    - ・大帝「唐」の成立と東アジアにおける影響について理解できる。
  - 《思考力・判断力・表現力等》
    - ・白村江の敗戦後の倭国において、親唐か自立かをめぐって交わされた複数の立場や意見を踏まえ、自分の考えを既習事項や資料に基づいて論理的に説明したり、議論したりすることができる。
  - 《学びに向かう力・人間性等》
    - ・白村江の敗戦後の倭国の選択・判断について、意欲的に他者や教材と関わり学ぶことを通して、日本や日本の独立などに対する理解を深め、自国の歴史に対する愛情や国民としての自覚をもつ。
3. 単元構成（全7時間）

時間	◆学習内容	中心の問い	○全員が対話に参加できる問い	☆学びをさらに深める問い
1	◆資料に基づいて、近未来の中国の成長を実感し、東アジアにおける日本の未来について、自己に引きつけて考える。			
			2050年、超大国となった中国。「日本」は独立国として平和でいられるか？	【現代の文脈】
2	◆唐の成立と高句麗・百濟、唐・新羅のそれぞれの同盟関係、国内の乙巳の変について、資料から確認し、7世紀の緊張する東アジア情勢に気づく。			
			どうすればいい？ 倭国が唐に飲み込まれないために…	
3	◆資料から白村江の敗戦の被害状況と古代山城の築城に伴う国内の危機意識に気づく。また、白村江の敗戦から倭国の独立のためには律令による中央集権体制が急務であることに気づく。			
			7世紀の東アジアで倭国が独立を保つために何が必要か？	
4	◆東アジア情勢の変動（670年の唐新羅戦争）を資料で確認し、もしここで唐から倭国に援軍要請があったとき、自分が大王ならばどう決断するか、選択・判断する。			
5	◆倭国が独立を守るため優先すべきなのは、唐からの独立と考えるか、唐からの文化と考えるか、に論点をしぼる。			
			もし唐からの援軍要請があった場合、倭国の独立のために、要請を断るか？受け入れるか？（○）	
			◆自立優先か、文化優先かの選択のジレンマに気づかせ、倭国の外交的選択の厳しさに気づく。	
6	◆援軍要請に対して断りつつ、大宝律令（701年）を完成させている事実から、倭国の外交的選択を考える。			
			倭国の独立を守るためには、自立優先か？文化優先か？	
7	◆資料から、倭国の外交的選択とその意味を読み取り、これまでの諸資料や時代認識に基づいて、その選択・判断の価値を物語る。			
	◆激動の7世紀における倭国の外交的選択が、独立国「日本」誕生に与えた影響に気づく。			
	◆単元のはじめの問いを振り返り、独立国「日本」誕生を自己に引きつけて語り直し、歴史を学ぶ意味や価値を物語る。			
			670年～701年、遣唐使を派遣せず大宝律令完成！ 倭国はどうやって文化を取り入れたのか？（☆）	
			↓	
			なぜ「倭国」から「日本」に国の名前を変えたのか？	

を送った倭国は、唐・新羅と戦い大敗を喫した。この敗戦により、律令による中央集権体制の必要性を痛感した倭国は、巨大国家唐の脅威を身を以て感じ、その支配下に取り込まれないよう、「独立」をめざす道を模索する必要に迫られた。

そうした中、東アジア情勢は大きく変動した。668年に高句麗を滅ぼした唐・新羅連合は、その後対立を深め、670年には戦争状態となった。このような情勢の変動に対して、国家形成を急ぐ倭国はどう対応していくべきか。膨張する唐との関係を深め、律令など唐の先進文化を

取り入れることを優先するか。それとも唐と距離を置き、国としての自立性を優先するか。このジレンマの中での外交および政治における選択・判断は、古代国家形成（倭国から日本）への歴史的契機となった。「日本」という国号は、こうした内外の動静の中で誕生したとみられる<sup>(15)</sup>。1300年以上にわたり、「日本」であり続けていることの価値について考えることは、社会的自己を捉え直し、歴史を学ぶ意味や価値を実感することに繋がる。以上のような課題意識に基づき、大和田は、歴史的分野の単元『『日本』誕生の物語』を開発・実践した（資料1）。

#### 4. 本時の学習

##### (1) 目標

- ・倭国の外交的選択から、「日本」誕生に対する認識の変容を、古代国家の形成（中央集権化、律令国家化）の観点から自分の言葉で表現することができる。
- ・倭国の外交的選択に対する新たな気づきや「日本」誕生に対する認識の変容から、「東アジアの独立国、日本」等を語り直すことで、歴史を学ぶ意味や価値を物語ることができる。

##### (2) 主体×主体の関係づくり

- ・「学びの地図」を用いて対話の土俵を設定することで、単元のこれまでの学びについての知識量の違いによって、歴史の学びへの参加が左右されない対等性をつくる。
- ・特に同じ立場の生徒には、意見が納得できたときには積極的に同意の反応をさせていくことで、安心して語れる土壌づくりに繋げていく。
- ・異なる立場の生徒には、相手の語りを換言させていくことで、異なる他者の語りによって新たな気づきや深まりが生まれる相互性に繋げる。

##### (3) 学習過程

学習内容及び学習活動	予想される生徒の反応	教師のかかわり
670年～701年、遣唐使を派遣せずに大宝律令完成！ 倭国はどうやって文化を取り入れたのか？（☆） ↓ なぜ「倭国」から「日本」に国の名前を変えたのか？		
1. 前時のグループ（4人班・異質）で考えた両立させる方法を発表する。（パネル）  2. 仮説の検証のためには、どのような資料が必要か考え、発表する。（4人班・異質）  3. 資料（百済と唐の城門の比較、大宝律令と新羅、唐の役人の階級の比較のいずれか、または両方）を配布し、それに基づいて仮説を検証する。（4人班・異質）  4. 倭国の外交的選択や、倭国から「日本」に変わった意味や価値を考察し、単元を振り返って、本単元の学びを語り直す。（個人）	・自己の考えと相手側の考えの共通点や相違点について確認し、考えを深めている。  ・「学びの地図」を手がかりにして、自分たちの立てた仮説の検証に必要な資料を考えている。  ・「学びの地図」を手がかりにして、資料で読み取れることとこれまでの単元の学びとを繋げて考え、仮説の蓋然性について語っている。  ・701年の遣唐使が「日本」を名乗った意味や価値について、古代国家の成立（中央集権化）の観点から語り直している。 ・我が国が東アジアで1300年以上「日本」であり続けた意味や価値について語り直している。	○全体で読み取った内容を発表させながら、応じられている生徒を見とり、換言などを促して全体で意見を検討していく。  ○「どこから文化を取り入れたか」に絞って、検証に必要な資料を考えさせる。 ○「学びの地図」を考える手がかりとして意識させる。  ○生徒の思考にそった資料を配付し、生徒に構成されつつある語りの文脈を繋いでいく。 ○無知の姿勢でかかわり、生徒が主体的に概念を構成していくように支援する。  ○「国号変更」に込められた気持ちは何だろう」と問い、前時代との比較を意識させ、古代国家の成立の観点到気づかせる。  ○単元における初発の問い（現代的文脈）を振り返り、歴史の学びと現代（自己）とを関連づけ、歴史を学ぶ意味や価値の実感に繋げる。

#### A-2. 過去と現在・未来を結ぶ授業デザイン

現代的課題の視点から過去のできごとを観るには、注意が必要である。過去と現在では、時代、地域、意識等の歴史的諸条件が大きく異なっており、過去の事例を単純に現在に当て嵌めることはできない。しかし、当時の人々が置かれた状況を客観的に見つめつつ、当時の人々の立場に立って選択・判断をすることで、間接的にはあれ、現代的な課題に迫ることができる。

そこで、本単元を構成するにあたり、以下のような手立てを講じた。

##### ①「学びの地図」を利用した対話

「学びの地図」とは、単元の学びの内容を1枚のシートにまとめ、図式化して示したものである。これにより、それまでの学

びの振り返りと対話のための共通の土俵づくりを行うことができるようにした。

##### ②ジレンマを含み立場の分かれる問い

立場が分かれる問いを設定することで、一般的な歴史事象に対する考えに個性が生まれ、生徒自身の主体性を引き出すことに繋がる。また、最初から「なぜ？」と問うよりも生徒が主体的に課題に取り組みやすく、歴史の知識に自信をもてていない生徒も参加しやすくなる。さらに、問いの中にジレンマを内包させることで、一方を選択するともう一方が必然的に不都合な結果になり、現実性を高めることが期待できる。

##### ③不確実性を演出する単元構成

仮定の問い「もし…なら」を組み込み、

確定した歴史事象に対する不確実性を演出し、その状況の中で選択・判断させることで、知識量に勝る教師から劣る生徒への一方的伝達という関係性を打破し、教師—生徒間および生徒—生徒間の対等的関係性を生み出すことが期待できる。

このように、一定の類似性を有する歴史的状況における選択・判断の場を設定することにより、過去と現在・未来を結ぶ授業開発を行った。

## B. 「江戸時代初期の土地開発」<sup>(16)</sup>

### —推論によるアクティブラーニング—

#### B-1. 授業の構想

日本列島の耕地開発には、古代の条里制施行期、戦国時代から江戸時代前期、明治30年代以降という三つの画期がある。なかでも戦国時代から江戸時代前期は、日本史上かつてない大規模な耕地開発の行われた大開拓の時代である。長期間続いた戦国の動乱によって、土地は荒れ、農業生産力が低下したが、戦乱がおさまり、強力な統一政権が成立して政情が安定化してくると、各地に配置された大名たちは、自分の領国を維持していくために、城や城下町の整備とともに、農村を再編成して農業生産力の向上をめざした。幕藩体制下の平和は、戦いに向けられていた膨大なエネルギーを外から内へ向けさせ、国内の大開発へと集中させた。

高松平野は、戦乱による荒廃、恒常的な水不足や干ばつに見舞われており、百姓は凶作に苦しめられていた。この状況の打開には、ため池の改修・築造により、用水を確保する必要があった。『全讃史』には、生駒氏の治世下の寛永3(1626)年に大旱魃が起り、これを機に数百のため池を築いたとの言い伝えがあるという記述がある<sup>(17)</sup>。また、『讃岐国大日記』には、松平治世下の正保2(1645)年、春から秋にかけて干ばつに見舞われたため、古来からのため池966箇所に加え、406箇所を築いたとする記述がある<sup>(18)</sup>。

高松藩政期のため池築造で、卓越した土木技術を駆使し、多大な功績を残した人物に、生駒家家臣西嶋八兵衛と松平家家臣矢延平六がいる。西嶋は、満濃池・神内池など讃岐の主要な

ため池90余りを改修・築造したとされ、矢延は仁池・新池などの築造に携わったと伝えられている<sup>(19)</sup>。17世紀中葉から18世紀にかけては、讃岐国でのため池築造が最も積極的に行われた時期であった。この時期に築造されたため池は、内陸部の洪積層下位台地が平野部へ突き出した位置にあり、土地の窪みを巧みに堰き止める形で築造された。これらのため池は、貯水量数十万トンから百万トンを超える規模のものが多く、主に藩普請によって築造された。

その一方で、ため池築造に尽くした矢延が高松藩によって追放されている事実も見逃せない。追放の原因について確かなことはわからないが、そこには藩経営の方針をめぐって、藩主導による大きなため池の築造など農村の開発を軸にする考え方と、戦時体制の延長である巨大な城の築造と城下町の整備を軸にするという二つの考え方の対抗が見え隠れしている。また、高松市香川町浅野地区には、矢延を祀る「ひょうげ祭り」と呼ばれる伝統行事があり、彼の功績を讃える当時の百姓たちの思いも推察できる。こうした地域の歴史事象を題材として、池田は、中学校歴史的分野の単元「江戸時代初期の土地開発」を開発・実践した(資料2)。本題材は、近世初期の農業の開発に視点を置くことにより、中世から近世への転換期の時代像を探究するのに適したものである。

#### B-2. 「深い学び」を導く授業デザイン

「深い学び」に至るためには、歴史学習においても、社会と生徒を有効に結ぶ教材開発が求められる。そこで、本単元を構成するにあたり、以下のような手立てを講じた。

##### ①歴史的分野と地理的分野を跨ぐ単元構成

歴史的分野「近世の日本」と地理的分野「身近な地域の調査」の学習を組み合わせた地歴連携単元を構成した。江戸時代初期の土地開発を題材として、ため池の分布を地形図上に示し、新池の決壊による浸水範囲を地形図上にシミュレートしたり、フィールドワークを行ったりして獲得した知識・技能を活用しながら、近世初期の社

1. 単元名 「江戸時代初期の土地開発」
2. 単元の目標
  - ・江戸時代初期の政治、経済などの諸状況に関心をもち、ため池を中心にした「高松藩、技術者、百姓」の三者の関係について、意欲的に考えることができる。
  - ・多くのため池の築造が江戸時代の初期に行われている理由について、資料に基づいて事実間の関係や事象の本質を推論することができる。
  - ・高松周辺の地形図や中世から近世にかけての歴史年表から、ため池が多く作られた要因を読み取ることができる。
  - ・江戸時代初期の政治、経済などに関する基礎的・基本的な知識を身につけることができる。
3. 単元の学習指導計画

事前の課題：「私が調べたため池物語」の作成



		【パフォーマンス課題】 ため池を通して江戸時代初期の時代像に迫り、副読本に掲載する追加コラムを作成しよう。	社会認識形成の 主な方法
第1次 歴史	1時	主な問い：ため池調べの発表を通して、共通点を地図上にまとめよう。  (学習内容・活動)・自分が調べた二つのため池について、場所を地図上に示し、調査内容を班内で話し合う。・ため池の分布や築造年からわかることをまとめる。	社会的事象の分析
	2時	主な問い：江戸時代初期に多くのため池の築造を可能にした時代の条件は何か。  (学習内容・活動)・全国史と生駒氏の讃岐支配時の年表から、徳川の平和秩序の治世を読み取る。・戦国時代と江戸時代の村の違いを絵本から読み取り、藩主の領国経営の規模が大きくなったことを班ごとにまとめる。	社会的事象の分析
第2次 地理	3時	主な問い：学校周辺の土地利用や田んぼの秘密について調査しよう。  (学習内容・活動)・新旧の地形図を比較して、学校が旧香東川の川筋近くにあることを把握する。・学校周辺の田んぼの高さの違いや水路の様子について、フィールドワークにより観察することで、高松平野の扇状地形の傾斜を利用した土地開発や土地利用に気づく。・扇状地のペーパークラフトを作製する。	アクティビティー (フィールドワーク)
第3次 歴史	4時	主な問い：江戸時代初期に西嶋八兵衛や矢延平六はどんな業績を残したのか。  (学習内容・活動)・二人が築いた大きなため池は、内陸部の洪積層下位台地の平野部への出口に当たる位置にあり、土地の窪みを巧みに堰き止める形で築造されていることを読み取る。・二人が活躍した時代の年表をワークシートにまとめる。	社会的事象の共感
	5時	主な問い：矢延平六が追放された謎を解き明かせ！ (学習内容・活動)・本時の学習指導参照。	社会的事象の分析・解釈
	6時	主な問い：副読本に掲載する矢延平六に関する追加コラムを作成しよう。  (学習内容・活動)・ため池をめぐる高松藩、技術者、百姓の関係に加えて、三者に対する見方の変容を振り返る。・自分の判断基準と解釈を他者に説明する対話の場面を設定する。・他者の解釈を聞き、批評されたことを踏まえて修正し、コラムを完成させる。	アクティビティー (コラム作成)

会に対する歴史認識を深められるようにした。

②意外感のある問いとアブダクション

「A. 多くのため池の築造が江戸時代の初期に行われているのはなぜだろうか?」、  
「B. ため池の築造に尽力した矢延平六が、高松藩によって追放されているのはなぜだろうか?」という問いに対して、アブダクションによる探究の場を設けることにより、歴史の真相に迫らせた。Aの問いに対しては、歴史の構造・過程を客観的に分析・考察し、Bの問いに対しては歴史上の行為や意味を主観的に解釈していく方法をとる

ことにより、二つの方法を相互補完的に機能させた。とくにBの問いは、現在でも謎とされているものであり、確定した解があるわけではない。根拠となる史資料に基づき、体験を交えながら、それぞれの説を検証していく過程を重視した。

③学校周辺のため池や水田の調査

野外調査により、学校周辺に広がる各水田の高さの違いを観察させ、高松平野の扇状地形の傾斜を確認させた。また、扇状地の模型をペーパークラフトで作製させ、ため池を造成する地形の特色をつかませた。

4. 本時の学習指導

(1) 本時の目標

ため池の築造に尽力した矢延平六が高松藩によって追放された理由について、当時の社会の特質と関わらせながら、高松藩・技術者・百姓の三者の関係を踏まえて短文にまとめることができる。

(2) 準備物 2万5千分の1の地形図「高松市」、3D地形図、ハザードマップ、ため池築造の道具（亀の子石）

(3) 学習指導過程

学習内容及び活動	指導上の留意点及び評価
1. 前時までに学習した矢延平六の業績と追放された史実を確認する。 2. 学習課題を提示する。	○追放された後の徳島藩での矢延の事績を写真や地形図を用いて、具体的に紹介する。
矢延平六が追放された謎を解き明かせ！	
3. 検証方法を説明する。 4. 3人1班で分担して以下の3点を調べ、考察して、成果を報告し合う。 ア) 高松城水攻め説 香川町の新池の堤防が破堤したら、どこまでが浸水域となるか説明しよう。 →松平家の菩提寺である法然寺への街道が水浸しになることがわかる。 イ) 高松藩経費浪費説 香川町の新池築造と同時期に高松藩で起きていたことを年表をもとに説明しよう。 →初代藩主松平頼重の時代に、城の改築、城下町の整備、栗林公園の整備等が公共事業として行われ、高松藩の財政が逼迫した。よって、藩が予定した以上の大きさのため池を作った矢延平六に対する経費浪費説があてはまる。 ウ) 百姓の池普請不満説 百姓がため池築造工事に不満をもった理由を予想しよう。 →満濃池の改修工事に際して、厳しい池普請に対する不満があった資料から、この説も生じ得る。	○前時に組んだ3人グループでジグソー法を用いる。エキスパートグループでの活動は短時間とし、個人の役割に対する責任感をもたせる。 ○2万5千分の1の地形図を使って、等高線を読み取って水が流れる低い土地を色で塗らせる。 ○ため池ハザードマップを使って、新池が破堤したらどこまで浸水域になるのか調べる。 ○地形図や郷土史料の記述から、矢延平六が築いた新池・仁池ともに巨大であることを確認する。 ○江戸時代初期の高松藩の出来事、全国史、矢延平六の生涯の関係がつかめる年表を資料として読み取らせる。 ○財政状況を表す金額や池普請の人数等、できる限り実際の数字を出して具体的に考えさせる。 ○ため池の堤防を築く工事に用いた江戸時代の道具を実際にもって、模擬的に動かしてみる。 ○解を話し合う前に、ア〜ウの説を強化したり、批判したりする考えに対し、今までの学習や経験を想起させて生徒たちの思考を揺さぶる。 (例) アに対して…備中高松城の水攻めの事実。 イに対して…費用対効果から見たため池の効用。 ウに対して…ひょうげ祭り（御霊神を祀る行事）。
5. 報告し合った説を組み合わせたり、選択したりして、グループの解をまとめる。	○いくつかの説の中から、班で話し合っ一つを選択し、選んだ理由を明記してホワイトボード上に示させる。
6. 学習課題に対するまとめと振り返りを行う。 例) 藩主導で土地開発が盛んに行われた。しかし、中世から近世への過渡期で城下町の整備等も重要視されていた。よって、必要以上の大きなため池の築造は百姓には喜ばれるが、高松藩にはいらぬ事業であった。したがって、高松藩経費浪費によって、矢延平六は追放されたと推理するのが妥当であろう。	[社会的な思考・判断・表現] ・ため池の築造に尽力した矢延平六が高松藩に追放された理由を、当時の社会の特質（江戸時代初期で城下町の整備と土地拡大による豊かな領国経営とが同時に求められている）と関わらせながら、自分の解釈を組み立てている。 [ワークシートによる評価] ・因果関係の推論に論理のこじつけ、独断がある状況にとどまる場合は、巡回指導時に助言したり、ワークシート回収時の評価の中で個別に指導したりする。

④パフォーマンス課題の設定

本単元の学習内容を踏まえて、課題「ため池を通して江戸時代初期の時代像に迫り、副読本に掲載する追加コラムを作成しよう。」を設定し、単元の中に組み込んだ。その際、「高松藩、技術者、百姓」の三者の関係が浮き彫りになるよう、時代像を具体的に描くことを指示した。

このようにして、教師主導の解説型授業から、子どもによる説明型授業への転換を目指した。

IV. 「真正の学び」の視座による分析・考察

表2は、大和田実践(A)と池田実践(B)

の単元構成について、ニューマンの「真正の学び」のスタンダードに当て嵌めたものである。これにより、両実践の特徴が見えてくる。一般的に歴史的分野の学習は、学校外の世界との直接的な結び付きを現出するのは難しい。しかし、両実践からは授業構成の根底において、現代日本が抱える社会的課題に対する授業者の強い関心が見て取れる。いずれの実践も、生徒の社会認識の形成に有効な学習課題を設定し、時間的・空間的な見方・考え方を働かせながら、課題解決のための知識の構築と探究を行うように構成されている。目標の達成に向かうための単元を貫く学習課題として、大和田実践では、



表2 「真正の学び」のスタンダードによる授業実践の分析

「真正の学び」の指標			大和田実践 (A)	池田実践 (B)	
知識の構築	真正の教授法	真正の評価課題	情報の組織化 選択肢 (代替案) の考察	2050年に超大国となって覇権の拡大を進める中国を想定し、日本は独立国として平和を保てるか、という現代的・未来的課題を設定した上で、7世紀後半の東アジア情勢における倭国 (日本) が置かれた国際的位置と律令制度導入の事情を捉えさせる。	香川県民の生活に重要なため池を軸に、「ため池を通して江戸時代初期の時代像に迫り、副読本に掲載する追加コラムを作成しよう」をパフォーマンス課題として、ため池の分布、新旧地形図の比較、ため池築造地の特性等を把握させる。
		真正の指導法	より高次な思考	対新羅戦争を進めようとする唐からの援軍要請に対し、倭国の独立を維持するために、要請を受け入れるか、断るか選択・判断させる。	高松藩の命で巨大なため池を築いた功労者であるにもかかわらず、矢延平六が藩によって追放された理由を推論させる。
	子どもの真正のパフォーマンス	分析	唐・百済・高句麗・新羅・倭の関係を示した東アジア情勢図、律令制度の導入、屋嶋城の発掘調査の成果等の史資料をもとに、倭国の外交と身近な地域の歴史事象を結びつけ、国際的視野から日本の歴史を捉える。	地形図、ハザードマップ、高松藩の年表・財政状況、池普請動員人数、築堤用具 (亀の子石)、矢延平六を祀る民俗行事 (ひょうげ祭り) 等の史資料・情報をもとに、身近な地域の歴史事象と現代とを結びつける。	
鍛錬された探究	真正の教授法	真正の評価課題	学問的内容 学問のプロセス 卓越した文章による伝達	唐に大敗した倭国が、国名を「日本」に変更したことの意味を考える探究の中で、律令制度の導入、対唐・朝鮮政策の外交的選択、唐 (洛陽城定鼎門・百済 (相嶺山城)・屋嶋城 (香川県) の城門の写真等の資料から7世紀後半の日本が置かれた国際的位置を捉えさせる。これにより、対中国・対朝鮮政策における日本の外交的選択の厳しさに気づかせ、「日本」誕生の意味を文章で物語る。	25000分の1地形図、3D地形図、ハザードマップによるため池破堤時の浸水域の想定、高松藩の財政状況と普請工事費用の試算、地域史資料の記述等をもとに、高松藩、普請に動員された百姓、矢延平六の三者の関係から、矢延が追放された理由を推論させる。これにより、近世初期の領国経営の特徴 (城下町の整備や新田開発) を捉えさせ、副読本のコラムの記述に向かわせる。
		真正の指導法	深い知識 内容のある会話	唐 (五等級)・新羅 (四等級)・大宝律令 (四等級) の役人の階級制度の比較、洛陽城定鼎門・相嶺山城・屋嶋城の比較等を通して、当時の倭国が唐からの要請を断りつつ、新羅等との交流を通じて律令を間接的に導入し、唐に対抗しながら日本の実態に合わせた独自の律令が制定されたことに気づかせる。	学習指導過程に、思考をゆさぶる問いや新たな情報 (備中高松城の水攻め、ため池の費用対効果、ひょうげ祭り) を投入し、リフレクション・再構成による思考の深化を図る。ジグソー学習法を用いたグループ学習により、3つの説の検討・再検討を通して、近世初期の領国経営を捉えさせる。
	子どもの真正のパフォーマンス	学問的概念 卓越した文章による伝達	律令に関わる史資料や東アジア情勢図の読み取り、唐・新羅・高句麗・百済・倭の国際関係をもとに、「日本」誕生の意味を記述する。	地形図や年表の読み取り、藩の領国経営と農民の関係等の情報をもとに、近世初期の時代像を、副読本の追加コラムとして記述する。	
学校外での価値	真正の教授法	真正の評価課題	学校 (教室) の外の世界と結びついた問題 学校 (教室) 外の聴衆	過去の唐・朝鮮諸国に対する外交的選択・判断や、地域の歴史事象との結びつき等を取り上げる中で、現代的課題である対中国・朝鮮政策を自らの問題として、時間的・空間的に捉えさせる。	高松平野の地形、扇状地上部に築造されたため池、扇状地の土地利用、民俗行事、地域の歴史事象、ため池ハザードマップ等から、地域の開発の歴史と現代の課題について、時間的・空間的に捉えさせる。
		真正の指導法	教室を越えた世界との結びつき	白村江の敗戦後、唐・新羅の侵攻を防ぐために屋島に築いた朝鮮式山城である屋嶋山城跡と教室をTV電話で結び、調査担当者から直接屋嶋城の機能等について説明を受けることにより、地域と教室を結びつける。	学校周辺の野外調査による土地利用の状況 (水田の高低差、水路) の把握や、新旧地形図の比較等により、歴史的分野と地理的分野の学習を融合するとともに、教室地域を結びつけ、社会に開かれた学習とする。
	子どもの真正のパフォーマンス		倭国の外交的選択・判断や「日本」号の成立等の歴史をもとに、現代日本を取り巻く国際情勢について、自らの問題として考える。	学校周辺の微妙な地形の変化と土地利用、過去から現在に至る土地開発の歴史に関心をもち、現代の地域開発について考える。	

フレッド・M・ニューマン著、渡部竜也・堀田論訳『真正の学び/学力一質の高い知をめぐる学校再建一』春風社、2017年、第1部第1章、表1-4、p.59を参考に作成。

「2050年、超大国となった中国。『日本』は独立国として平和でいられるか?」、池田実践では、「副読本の追加コラムの作成」が設定されており、一連の学びの最終段階に自分の考えを文章

化することにより、思考を表出させ、これまでの学びを再構成し深める手立てが講じられている。

大和田実践は、明確なパフォーマンス課題が設定されているわけではないが、「ものがたり」

論に基づき、生徒自身が学びの過程を振り返り、自らの存在を「社会的自己」として捉え直し、「ものがたり」で語り直す授業設計となっている。探究の過程では、唐・新羅・日本の律令官制や洛陽城定鼎門(唐)・栢嶺山城門(百濟)・屋嶋山城門(香川県)の比較による国際交流(律令制度の導入経路、軍事的協力関係)、7世紀の東アジア情勢図等を活用した地政学的外交選択など、現代日本の国際関係の構築や外交的選択を考える上で参考となる歴史事象が扱われている。すなわち、日本を取り巻く国際情勢を意識しつつ、当時の人々の立場に立った選択・判断を促す探究型学習によって、単元が構成されている。

池田実践においては、副読本のコラム作成というパフォーマンス課題が設けられている。そして、学習過程の中に、公共事業と地域民衆の関係、藩の事業の功労者の追放をめぐる推論、地理的技能を用いたため池の防災対策など、現代社会を捉える際の見方・考え方に繋がる要素が盛り込まれている。また、扇状地形ペーパークラフト・3D地形図を活用した立体的空間把握とため池破堤浸水域の想定等、歴史学習の中で地理的知識・技能の活用と探究活動が効果的に行われており、単元設計にはウィギンズ、マクタイの「逆向き設計」論<sup>(20)</sup>が意図的に取り入れられている。渡部によれば、「真正の学び」論におけるニューマンとウィギンズらとの違いは、前者が共同体の構築(またはコモングッド<共通善>への貢献)を重視する教育論(社会構成主義)に対し、後者は「理解」・「学科(教科)する」こと(認知構成主義)に重点を置いていることである<sup>(21)</sup>。これに照らせば、池田実践は、「逆向き設計」論によりつつも、地域における過去と現在の繋がりを強く意識することで、ニューマンの「真正の学び」に近づいているといえよう。

両実践とも、学問の原理(ディシプリン)を基盤として、探究に基軸を置く単元構成がなされている。また、歴史的分野や地理的分野の知識・技能を生かし、公民的分野の学習へと繋げる要素を有している。今後、パフォーマンス課

題の再検討や「学校外での価値」へのアプローチ等を充実させることで、「真正の学び」に基づく「深い学び」への展開が期待される。

## V. 大学における模擬国民投票と真正性

鈴木は、2017年6月に、全学共通科目「日本の歴史と現代社会」(受講者63名)の授業において、約4単位時間をかけ、集团的自衛権に関わる解釈改憲や憲法改正問題等を扱った。その際、自由民主党の平成24年版憲法改正案を用いた模擬国民投票を行った<sup>(22)</sup>。模擬投票は、自民党案と現行憲法から主な条文を抜粋した用紙を用い、条文ごとに賛否を問うようにした(資料3)。第1回目の授業の冒頭で模擬投票を行い、その後第2回目から第3回目にかけて、ウェブ上に公開されている「教えて!ヒゲの隊長」(自民党制作)<sup>(23)</sup>と「教えてあげるヒゲの隊長」(パロディー版)<sup>(24)</sup>、SEALDsの抗議行動の様子<sup>(25)</sup>等を視聴するとともに、安全保障関連法案の概要説明、憲法条文についての解説、改正案のメリット・デメリットの検討、条文重要度のランキング、学生同士の話し合い等を交えながら授業を進めた。第3回目の終わりに再び模擬投票を実施し、4回目には集計結果をもとに、各条文の内容の捉えや投票傾向等に関する話し合いを行った。投票用紙には、天皇の地位、平和主義(憲法第9条)、基本的人権、緊急事態、改正手続きなど、争点となっている主な条文を載せたが、前文等は紙幅の関係で割愛した。以下に、授業での主な学習内容を示す<sup>(26)</sup>。

### (1) 前文

現行憲法と改正案の両方の前文を示し、前文が憲法の基本方針を表す重要なものであることを伝えるとともに、改正案では前文の質・内容に大きな変化が生じていることに気づかせ、憲法制定時の国民の意識について話し合わせた。また、憲法の成立過程について、松本試案、憲法研究会案、政府案等をもとに、押しつけ憲法論の存在、憲法が戦後の平和に果たした役割等について考えさせた。

### (2) 天皇の地位と国民主権

第1条について考察した際に、学生から「元

<資料3>

憲法改正案と模擬国民投票ワークシート

各条項ごとに、賛成する場合は「賛成」、反対する場合は「反対」を○で囲みましょう。

内容	改正案（抜粋）	現行憲法	決	
天皇の地位	〔第1条〕天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。	〔第1条〕天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。	賛成 反対	①
平和主義	〔第9条の1〕①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。 ②前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。	〔第9条〕①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。	賛成 反対	②
	〔第9条の2〕我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。	規定なし。		
基本的人権の享有と国民の責務	〔第11条〕国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。	〔第11条〕国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。	賛成 反対	③
	規定なし。	〔第97条〕この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。		
	〔第12条〕この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。	〔第12条〕この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。	賛成 反対	
個人情報保護	〔第19条の2〕何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。	規定なし。	賛成 反対	⑤
表現の自由	〔第21条〕①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。 ②前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。	〔第21条〕①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。	賛成 反対	⑥
環境権	〔第25条の2〕国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。	規定なし。	賛成 反対	⑦
内閣	〔第66条〕①内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成する。 ②内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役の軍人であつてはならない。	〔第66条〕①内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。 ②内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。	賛成 反対	⑧
緊急事態	〔第98条〕内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。	規定なし。	賛成 反対	⑨
憲法改正の手続き	〔第100条〕この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。	〔第96条〕この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。	賛成 反対	⑩

※自由民主党「日本国憲法改正草案」(平成24年)をもとに作成しました。前文は重要ですが省略しました。

首って何かわからない」という質問が出された。元首は、強力な権力をもって国家を代表する立場にある者から実権のない象徴的なものまで、幅広い多義的な語句である。戦前の日本では国家有機体説との関係が深かったことから、第1条に元首という語句を加えることの意味について考えさせた。また、天皇と内閣の在り方をめぐる新旧憲法の構造的類似性（戦前と戦後の連続性）にも着目させた。

### （3）平和主義と文民統制

戦争放棄、戦力の不保持、国の交戦権の否認、自衛隊に関する最高裁判所の判例等について解説した。国防軍と徴兵制、志願兵制と経済的徴兵、PKOでの自衛隊の位置付け、軍部大臣現役武官制と統帥権等について解説し、国防軍という語句の挿入の意図とその影響について考えさせた。その際、志願兵制、徴兵制、経済的徴兵制、徴兵忌避の困難性等に着目させた。

### （4）基本的人権と表現の自由

基本的人権は、現行及び改正案ともに、第11条において「侵すことのできない永久の権利」として定められている。しかし、改正案では第97条が削除されており、そのことの意味について考えさせた。また、第12条の自由・権利の保持責任や、「公共の福祉」から「公益及び公の秩序」への言い換えに着目させた。その上で、現在、社会の中で「表現の自由」がどのような状況になりつつあるか、自分たちの生活をもとに振り返らせた。

### （5）緊急事態条項

緊急事態条項に対して、学生たちは、国家安全保障や自然災害等への対応のみに目が向きがちである。ほとんどの学生は、緊急事態条項が基本的人権を制限する可能性の高いものであるという認識をもっていない。そこで、もし人々が国家の政策に反対して国会を取り巻くデモを行った場合、緊急事態条項が適用されることはないかと問いかけ、国民の安全を守るという名の下に、この条文が政権の意図に沿って利用される場合の危険性について考えさせた。

### （6）個人情報の保護と環境権

個人情報の保護と環境権については、社会の

変化に対応する新しい人権として、学生の多くが改正に賛成していた。個人情報の保護が喧伝されるなか、アルバイト等の際にマイナンバーを事業所に届け出ること、すでに自分たちの経済活動が国家によって捕捉される条件がそろっていることにも気づかせた。

### （7）憲法改正の手続き

改正条件を緩和する意図について、話し合いを行った。改正推進派にとっては、いきなり第9条の改正に迫るよりも、手続きを変えることで後に改正しやすくなることに気づかせた。

### （8）小括

大学生たちの傾向として、①憲法改正によって将来大きな影響を受ける可能性があるにもかかわらず、当事者としての意識が低いこと、②政治に対して多少の不満は持ちつつも、大きな変化を好まず、政治は政治家に任せておけばよいと考えていること、③緊急事態条項等の重要な事柄について、表面的に捉えていること、④各条文をその枠内だけで読み、条文間の関係性を考慮しないため、憲法改正の意図を総合的に捉えられていないこと、⑤憲法が国民に求める自由・権利の保持責任への意識が低いこと、⑥外交問題など大事なことがあるにもかかわらず、野党は国会で政権への批判を繰り返し、物事を先に進まなくしていると考えていること、などが見えてきた。学生たちには、まずは日本国憲法の成立過程、当時の制定者と国民の意思、改正案の各条文の意味、条文間の関係性等を理解し、改正により予想される影響（メリット・デメリット等）を熟慮した上で、選択・判断することの必要性を伝えた。

本実践のように、特定の政党の改正案を扱うことには、政治的中立性の見地から疑義が生じるかもしれない。だが、満18歳以上に選挙権が与えられた今、学校教育においても、ある程度現実の社会に踏み込んだ議論がなされる必要がある。政権与党である自民党案には、発議される可能性の高い内容が多数含まれており、条文案の一つ一つを丹念に吟味させ、改正がもたらす影響について、当事者として真剣に受け止めさせたい。なお、平成29年12月に自民党憲法改

正推進本部から、「憲法改正に関する論点とりまとめ」<sup>(27)</sup>が発表され、4つの論点（ア．自衛隊の条文明記，イ．緊急事態条項，ウ．合区・地方公共団体，エ．教育環境の充実）が示されたが、中学校・高校で実践する場合には、ア・イに絞って扱うことが現実的であろう。

本実践は、「真正の学び」のスタンダードにおける「知識の構築」や「鍛錬された探究」は不十分である。一方、目前の国民的課題となっている憲法改正問題について、現実の憲法改正案をもとに模擬国民投票を行うという点では、「学校外での価値」に直接迫るものである。やはり、単元構成において、学問の原理と現実の社会的問題とが有機的に結びつくことが必要である。今後、高等学校や中学校現場で活用できるような教材開発に結び付けていきたい<sup>(28)</sup>。

## VI. おわりに

本稿では、「真正の学び」の観点から、中学校社会科歴史的分野の実践を中心に、大学教育での実践も加えて、「主体的・対話的で深い学び」となるアクティブラーニング型の授業開発について考察した。本研究の成果をまとめると、以下ようになる。

- ①現代の日本を取り巻く国際情勢を背景に、歴史的選択・判断によるアクティブラーニング型授業の開発を行った。
  - ②歴史学習に地理学習の要素を融合させ、推論を組み込んだ問題解決学習によるアクティブラーニング型授業の開発を行った。
  - ③上記①、②の実践を「真正の学び」の観点から分析し、開発したアクティブラーニング型授業単元の意義を明らかにした。
  - ④大学教育において、実際の憲法改正案を用いた模擬国民投票によるアクティブラーニング型授業を行い、高校公民科や中学校公民的分野での教材化の手がかりを示した。
- 一方で、次のような課題も見えてきた。
- ア．「真正の学び」論に基づく授業実践を行うには、長時間に及ぶ単元単位のカリキュラム開発を行う必要がある。
- イ．学習指導要領に示された内容のすべてを

「真正の学び」論に基づいて実践するのは不可能であり、内容の大胆な精選と重点化が必要となる。

ウ．現代社会との直接的な接合の難しい歴史学習では、学問的探究を通して、人間としての個を育てる学びを組織化することの比重が増す。

エ．「真正の学びスタンダード」や「逆向き設計」学習論からこぼれ落ちる学習の意義を検討する必要がある。

最後に、コンピテンシーや資質・能力といった言葉が氾濫する中、石井の述べる「一見無駄に見えることの意味について立ち止まって考える思慮深さ」・「見た目のわかりやすさの陰で見落とされがちな見えないものの価値にも光を当てられる、想像力や思慮深さ」<sup>(29)</sup>の大切さを改めて確認しておきたい。

## 【註】

- (1) 奈須正裕『資質・能力と学びのメカニズム』東洋館出版社、2017年。
- (2) 溝上慎一『アクティブラーニングと教授学習パラダイムの転換』東信堂、2014年、p.7。
- (3) 溝上前掲書、p.14-15。
- (4) 溝上前掲書、p.152。
- (5) 松下佳代「ディープ・アクティブラーニングへの誘い」松下・京都大学高等教育研究開発推進センター編『ディープ・アクティブラーニング—大学授業を深化させるために』勁草書房、2015年、p.23。
- (6) 真正性に着目した近年の主な社会科研究として、次のようなものがある。池尻良平・澄川靖信「真正な社会参画を促す世界史の授業開発—その日のニュースと関連した歴史を探索できるシステムを用いて—」『社会科研究』Vol.84, 2016年、pp.37-48。金鍾成「『対話型』国際理解教育への試み—日韓の子どもの主体とした『より良い教科書づくり』実践を事例に一」『社会科研究』Vol.84, pp.49-60。金鍾成「自己と他者の『真正な対話』に基づく日韓関係史教育—日韓の子どもの主体とした『より良い日清・日露戦争の教科書づくり』を事例に一」『社会科教育研究』No.130, 2017年、pp.1-12。中村洋樹「中等歴

- 史教育における真正の学習と歴史的議論の論述—“Reading, Thinking, and Wrihting About History”を手がかりにして—『社会科研究』vol.87, 2017年, pp.1-12。
- (7) フレッド・M.ニューマン著、渡部竜也・堀田論訳『真正の学び/学力—質の高い知をめぐる学校再建』春秋社, 2017年。
- (8) ニューマン前掲書, pp.39-40。
- (9) ニューマン前掲書, pp.487-488。
- (10) 石井英真『今求められる学力と学びとは—コンピテンシー・ベースの光と影—』日本標準, 2015年, p.39。
- (11) (12) 石井英真『〔増補版〕現代アメリカにおける学力形成論の展開—スタンダードに基づくカリキュラムの設計—』東信堂, 2105年, p.370。
- (13) 川口プランヤ江口武正による「耕地整理」などの初期社会科の実践は、現在の社会科よりはるかに真正性が高い。
- (14) 山城貴彦・大和田俊「これからの社会のあり方を自ら考える民主社会の形成者の育成をめざした社会科学習のあり方—『今・ここ』を相対化し、再構成される『社会的自己』の『ものがたり』を通して—」附属坂出中学校『学ぶこと』と「生きること」をつなぐ「ものがたり」—主体×主体の関係が生み出す深い学びをめざして—』, 2018年, pp.59-80。
- (15) 吉田孝『日本の誕生』岩波書店, 1997年。
- (16) 池田良「学んできた知識・技能を活用し、社会認識を再構築する生徒の育成—領域をまたいだ単元構成の工夫を通して—」附属高松中学校『未来を創造する学びの追求—豊かな表現と深い学びを育む教育課程の創造—「コミュニケーション能力」「創造的思考力」を育成する新領域「創造表現活動」の開発—』2017年, pp.50-55。
- (17) 中山城山著・柏原謙益等校『全讀史』1890年。
- (18) 「讀岐国大日記」香川県編『香川叢書 第二』香川県, 1941年, p.521。
- (19) 讀岐のため池誌編集委員会編『讀岐のため池誌』香川県農林水産部土地改良課, 2000年。
- (20) G.ウィギンズ・J.マクタイ著、西岡加奈恵訳『理解をもたらすカリキュラム設計—「逆向き設計」の理論と方法』日本標準, 2012年。
- (21) 渡部「【訳者による解説⑨】ウィギンズとマクタイの真正の学び論との比較」, ニューマン前掲書, pp.304-307。
- (22) 自由民主党「日本国憲法改正草案（平成24年4月27日決定）」。鈴木「模擬選挙・模擬投票・模擬裁判 当事者意識をもって真剣に考えるシミュレーションをめざそう」『社会科教育』No.701, 明治図書, 2017年, pp.28-31。
- (23) 自由民主党「教えて！ヒゲの隊長」(<https://www.youtube.com/watch?v=0YzSHN1Ss9g>, 2018年10月27日最終確認)。
- (24) Akari chan「【あかりちゃん】ヒゲの隊長に教えてあげてみた」(<https://www.youtube.com/watch?v=L9WjGyo9AU8>, 2018年10月27日最終確認)。
- (25) 毎日新聞「安保法制：『シールズ』国会前で施行反対訴え（2016/03/28 公開）」(<https://www.youtube.com/watch?v=-GtCPjTRz0c>, 2018年10月27日最終確認)。
- (26) 本稿では実践の概要にとどめ、詳細な分析・考察については稿を改めて報告する。
- (27) 自由民主党憲法改正推進本部「憲法改正に関する論点とりまとめ」平成29年12月20日。
- (28) 自民党の憲法草案を教材化した実践例として、香川県三豊市立詫間中学校桑田修幸教諭による憲法第9条を扱った授業（2017年9月）がある。また、「憲法改正に関する論点とりまとめ」に基づき、第9条に自衛隊を明記するか否かを討論した実践に、筑波大学附属小学校梅澤真一教諭による授業がある（「価値判断や意思決定力を育成する社会科授業の開発—小学校6年生『憲法第9条の改正について考える』授業を通して—」『日本社会科教育学会全国大会発表論文集第14号』2018年, pp.144-145)。
- (29) 石井註(10)前掲書, p.76。

## 付記

本研究は、香川大学教育学部「平成29年度学部教員と附属学校園教員による共同研究プロジェクト」（研究課題「社会科教育におけるアクティブラーニング型授業開発に関する研究」、研究代表：鈴木正行）の助成によるものである。